

能登半島地震 長野県災害対策支援本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和6年1月1日に発生した令和6年(2024年)能登半島地震における被災地及び被災者を支援するため、「能登半島地震 長野県災害対策支援本部」(以下「支援本部」という。)に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 支援本部に、本部長、副本部長、本部室長、本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部長は、支援本部を総括する。
- 4 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその責務を代行する。
- 5 本部室長は、危機管理監をもって充てる。
- 6 本部室長は、事務局の事務を統括する。
- 7 支援本部を構成する本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 8 必要に応じて、本部に別表2のとおりオブザーバーを置く。

(所掌事務)

第3条 支援本部の所掌事務は、別表3に掲げるところによる。

- 2 本部室長は、必要な事項を本部長に報告するとともに、本部長の指示を受け、本部員等に所要の指示を行うものとする。

(本部員会議)

第4条 支援本部に、本部員会議を置く。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長および本部員をもって組織する。
- 3 本部員会議は、本部長が招集し主宰する。
- 4 本部員会議は、被災地に関する情報を共有し、支援内容を決定する。

(事務局)

第5条 支援本部の事務を処理するため、事務局を危機管理防災課に置く。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、支援本部に必要な事項は、本部長が定める。

付則

この要綱は、令和6年1月5日から施行する。

別表 1

本部員	危機管理監 企画振興部長 総務部長 県民文化部長 健康福祉部長 環境部長 産業労働部長 観光部長 農政部長 林務部長 建設部長 会計局長 企業局次長 教育次長
-----	--

別表 2

オブザーバ ー	1 市町村長 2 関係団体の代表
------------	---------------------

別表 3

所掌業務	1 情報の収集、整理、分析 2 支援の具体的内容の決定 3 国、知事会、市町村、関係機関との連絡調整 4 その他、本部長が必要と認める事項
------	--